

第 121 回 国立大学法人新潟大学経営協議会 議事概要

- 1 日 時 令和 4 年 9 月 13 日 (火) 13 時 00 分～16 時 30 分
- 2 場 所 新潟大学駅南キャンパス ときめいと 講義室 A (Zoom 会議併用)
- 3 出席者 構成員 14 名：
牛木学長，川端委員，坂本委員，澤村委員，末吉委員，西田委員，
伊藤委員，岩田委員，小田委員，片峰委員，佐久間委員，福田委員，
三輪委員，森委員，
オブザーバー：
塚本理事，田代監事，逸見監事，(欠席：富田特命理事)

4 議事概要について

第 119 回 (令和 4 年 6 月 9 日)，第 120 回 (令和 4 年 6 月 22 日) の議事概要が確認された。

5 審議事項

(1) 学則等の一部改正等について

学則等の一部改正等について，資料 1 に基づき審議が行われ，原案のとおり承認された。

[主な意見及び質疑等 ○：学外委員の発言，■：本学側の発言]

- ・未来ビジョン実現本部について，新潟大学将来ビジョン 2030 に掲げた目標を達成するために，既存の組織を整備して設置するのか，あるいは新たな任務を担う組織として設置するのか，また，この未来ビジョン実現本部は，各組織を横断的に繋ぐような組織になるのか伺いたい。
- ・将来ビジョン 2030 等を実現するために，機構に実働部隊としての組織を設置することとなるが，ビジョンや目標そのものの戦略を立てることや，そこに向かっての整理を行うことは困難であるため，各機構長である理事や副学長等を中心に集め，一つの固まりとして戦略を練られるような仕組みを作り，縦割りの組織を横に繋げるために未来ビジョン実現本部を新たに設置することになる。
- ・組織の形としては新設となる。ただし，構成員としては，理事や機構長以外に若手の教員が各学部等から 1 名程度選出されており，そのメンバーに将来ビジョンそのものを立案してもらい，今後もこの未来ビジョン実現本部の中で，実現に向けての検討してもらおう予定としている。

- ・事前に資料を見た際に、何のための組織再編なのかが分からなかったのが、今後、組織再編等の提案をする際には、主要な改正点や何を狙った改正なのかということ、簡単なもので良いので、資料として出してもらえると、審議する上で役立つと思う。
 - ・本部機能がスリム化され、将来ビジョンや中期目標・中期計画を立案する段階から、それを実行する段階に移り、実働部隊としての機構に多くが移されているということや、未来ビジョン実現本部も横串機能として、必要に応じて置かれるということについては、それで良いと思う。
 - ・日常的に大学経営をしていく上で、今の将来ビジョンや中期目標・中期計画で想定していないことが生じたり、環境が変わって将来ビジョンや中期目標・中期計画を実現するために、新しい取組みを追加的にやらなければならない状況になることも想定される。大学の頭脳の部分でもある経営戦略を担う組織というのは、常にシャープで実力のある部隊を置いておかなければならないと思うが、経営戦略本部において、そういったことを担うのは学長室となるのか、また、その学長室の体制は、この組織再編の中でどのようになるのか伺いたい。
- ・組織再編の説明が不足していたことについては、ご指摘のとおりであり、今後注意するようにしたい。
- ・未来ビジョン実現本部の構成について、これまで学長室の中身を整理して、役員等の他に各部署の若手教員や役員等が指名した教員などを学長室の構成員としており、そこが企画立案の機動部隊となっている。また、明文化はされていないが、それらの構成員が未来ビジョン実現本部にも入るという建て付けにしており、機構のメンバー、学長室の若手メンバー、それと理事等が集まった形での立案部隊というものを想定している。
- ・学長の直属に置かれている戦略や企画を立案する体制というのは、弱体化していないということであるのか。
- ・むしろ強化されていると思う。
- ・未来ビジョン実現本部規程を見ても、はっきりしないという印象を持ってしまう。常に見える組織になるだろうと思うので、具体的に、人数や組織図、権限等をもう少し見えるような形に早くまとめていただきたいと思う。
 - ・数年前まで環東アジア地区教育研究ネットワークに力を入れて、日本海側の総合大学としての新潟大学の存在感を前面に出していたと思う。今回の組織再編にて、それを機構の国際センターに移して継続するとは思いますが、トーンダウンした印象を受ける。このことをどう考えて、これからどのように日本海やアジアに対しての取組みをされるのか伺いたい。

- ・未来ビジョン実現本部については、確かに遅れてしまっている。今期の概算要求のことでは、該当のメンバーで対応はしてきていたが、できるだけ早急に、実態に即した形で明文化して、この未来ビジョン実現本部に権限を持たせるようにしたいと思う。
- ・環東アジア地区教育研究ネットワークは、全学共同教育研究組織のアジア連携研究センターと一体化していたが、これまで、国際連携推進本部に設置されていたので、この環東アジア研究のネットワーク形成部分の機能そのものや研究の主体となるものはアジア連携研究センターに移行し、国際戦略や国際交流に係る部分は、環東アジア等に限らず、もっと広い形での国際連携として国際センターに移行している。
- ・環東アジア地区教育研究ネットワークにおいて、学外委員を招聘して、会議等が運営されていたと思うが、このスタイルは継続しているのか。
- ・環東アジア地区教育研究ネットワークの学外委員については、第3期で満了としているが、環東アジアだけではなく、もう少し広い目線で、新しい形として作り直すことになると思う。
- ・環東アジアという見方が非常に限定されており、アジアの情勢も変わりつつあるので、それらも含めて中身を精査し、今の時代に合ったものに変えていかないといけないと思う。
- ・戦略的にはアジアを中心にしているが、もっとグローバルな形で見えていくという戦略に移りつつある。直近でいうと「大学の世界展開力強化事業」という学生の国際交流プロジェクトについて、インドやオーストラリアなどを相手方国として応募し、今年度は採択されている。アジアだけでなく、オーストラリアやヨーロッパも入ってくるという目線に少しずつ動き始めており、第4期はそういう形で進めていきたいと思っている。
- ・日本としての存在感を大学の立場からも色々とアピールしていただきたいと思う。

(2) 就業規則の一部改正について

就業規則の一部改正について、資料2に基づき審議が行われ、原案のとおり承認された。

[主な意見及び質疑等 ○：学外委員の発言、■：本学側の発言]

- ・この制度の改正自体は非常に良いと思うが、子育てについては、1歳以降も大変なことが多いので、そこにはかに寄り添っていくかという具体的かつ現実的な視点も、今後は必要になってくると思う。例えば、国立大学でも内閣府が主導している企業主導型保育事業というものを活用しながら、学内に保育所を設置している大学もかなり増えてきている。これから社

会が大きく変化していくにあたって、大学はその変革を率先して行っていく立場でもあると思うので、そういう中で、男性も女性も安心して子育てできる環境を作っていくということが社会に対しての役割でもあり、これからの多様性にも対応しながら、子育てが支障にならない環境を作って社会に見せていくことも大事だと思うので、それらの点についても今後は検討していくべきだと思う。

- ・非常に重要な点であると思う。新潟大学は旭町地区にあゆみ保育園を持っており、病院の教職員だけではなく、旭町地区に住む教職員なども利用している。しかし、五十嵐地区にはそういった保育所等がなく、短期間の育児の受け入れについてはダイバーシティ推進室にて用意しているものの、恒常的ではないため、今後も考えていきたいと思う。

(3) 新潟大学中期財務計画の更新について

新潟大学中期財務計画の更新について、資料3に基づき審議が行われ、原案のとおり承認された。

[主な意見及び質疑等 ○：学外委員の発言， ■：本学側の発言]

- ・資料3-1の18ページ及び19ページの次期再開発について、西病棟の建替えだけで500億円程度を見込んでいるが、これはかなり具体的に準備をしなければならない時期に入っているという意味で、こういう数字が上げられていると捉えて良いのか伺いたい。
- ・西病棟が完成したのが平成12年であり、現在20年程度経過している。令和12年には30年経過することになるため、この時期から整備計画を策定し、どれぐらいの費用を要するかを算出し、病院として返済していけるのかという計画を作りながら進めることになると思う。
- ・病棟は中央にエレベーターがあり、西病棟と東病棟が左右にウイング状に広がっている構造であるが、その西病棟が一番老朽化している。本学より先行して建てられた他大学の同様の形状の建物もあるが、それも築30年程度で再開発が始められているということである。本学としても10年後のことを想定していかなければならず、まだ具体的ではないが、この西病棟についても再開発の検討を始めていかなければいけない時期になるため、それを見据えた計画という意味である。
- ・大学セグメントと外部資金セグメントの関係について、外部資金セグメントは、外部から入ってきた資金をグロスで計上し、そこから間接経費として30パーセントを大学セグメントに移して、そのまま大学セグメントの予算に入るという理解で良いか伺いたい。

- ・外部資金セグメントに計上されている外部資金の間接経費については、大学セグメントに計上している。割合については、例えば科学研究費補助金のように30パーセントとしている経費が比較的多いが、対象の経費により異なる。
- ・外部資金については、外部から入ってきた資金に対して、どれくらい支出して、間接経費としてどれくらい大学セグメントに計上されて、実際にどの程度の損益があるかというような損益管理を厳密な形でやっていただきたいと思う。
 - ・大学病院の場合には、減価償却や引当金の積み立てという概念がないので、例えば10年後の再開費を見据えた場合に、補助金がどの程度措置されて、大学からの支出及び借入金などの程度必要かという見通しを早めに作り、見える形にしておいた方が良いと思う。
- ・3月に策定したばかりではあるが、大学セグメント、病院セグメント及び外部資金セグメントについて、全体が見える計画に更新できたことは良いことだと思う。また、今後もエネルギー価格の高騰や人事院勧告等の反映などにより、影響が出てくることも考えられるので、本財務計画を財務運営の指針となるような計画にするために、相当の頻度で見直す必要があると思う。例えば、経営環境が厳しくなれば、支出をどうやって抑制するかということで計画作り直し、外部資金セグメントが計画以上に拡大するようであれば、もっと積極的な支出の計画も作れると思う。生きた計画にするために、これから先の環境変化を見ながら、必要があれば、常に修正を加えながら見直していくことが必要だと思う。
- ・ご指摘のとおり、今後も状況が変わっていくと思われるので、こまめに修正していく必要もあると思う。人事院勧告での人件費の変動や、光熱水料の高騰による変動など、目まぐるしい時代になっているので、常に見直しながら進めていきたい。なお、現状の計画どおりに進むことはないと思われるが、うまく進めるためには、産学地域連携経費や間接経費等を頑張らなければならないと赤字になってしまうということを教職員に理解してもらう必要もあり、そういった意図として作成している部分もある。

(4) 国立大学法人ガバナンス・コードにかかる本学の適合状況等について

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる本学の適合状況等について、資料4に基づき審議が行われ、原案のとおり承認された。

[主な意見及び質疑等 ○：学外委員の発言， ■：本学側の発言]

- ・資料4の2ページ目において、監事候補者選考会議委員として、「学長が指名する学外有識者2人」から「経営協議会の外部委員から選出された者2人」に改正するということであるが、経営協議会の学外委員も学長の指名であると認識している。そうした場合には同じことではな

いかと思うが、この違いをどう解釈すればよろしいか伺いたい。

- ・経営協議会の学外委員は学長が指名する者ではあるが、このガバナンス・コードでどういう人材を得るかということをも明記された中での選考であり、また、経営協議会の中で委員を選出することで、直接的に学長が選ぶことではなくなるため、この文言程度が妥当ではないかと思う。
- ・監事は学長及び理事を監督するという立場であり、その監督される立場の者が任命する者を決めるというのは良くないため、何らかのプロセスを入れた方が良いと思う。その中で、どのプロセスが良いのかと考えると、やはり経営協議会なのかと思う。国立大学のガバナンスそのものの問題でもあるが、執行部隊である役員会等があり、経営協議会がそれを監督する経営会議や取締役会という立場かと思うが、必ずしもそういう定義が経営協議会にはなされておらず、経営協議会の学外委員は学長の指名という形になっているので、独立した組織ではないという定義になっていると思う。現状では、監督機能ではなく、アドバイザリー機能になっているが、今後、ガバナンス・コードも変わり、経営協議会が監督機能を持つことになった場合には、その経営協議会の委員の選び方というのは独立性を持った選び方になっていくのではないかと思う。現在はそこまでガバナンス・コードで決められていないが、チェックポイントを入れた方が良いと思う。
- ・確かに、その方が客観性がより深くなり、納得されやすいと思うので、段階的という意味ではこれで良いと思う。
- ・文部科学省の下に設置された国立大学から国立大学法人という法人組織に変わった流れの中で、学長の下での内部統制を含めたガバナンスをしっかりと監査するという監事役割が規定されたと思うが、学長との間に緊張関係を持つということは一切記載されていなかった。しかし、令和3年の国会において、国立大学法人法が改正され、学長に対する監事の中立性ということが明記され、付帯決議の中にも牽制機能について記載されている。そこで国立大学法人における監事の位置づけというものが大きく変わったと思うが、そこに対して、国立大学協会や文部科学省はどういう見解だったのか、また、このことでより学長が孤独になってしまうかと思うが、見解を伺いたい。
- ・国立大学協会では、「監察」という言葉をつけることに相当抵抗した学長も多かったが、文部科学省としては「監察」とは管理することとは違うといった見解であり、中立性というような意味での「監察」という言葉がついて、現在の内容となっていると思う。もちろん学長選考会議の委員は、ある程度、学長が指名しているという部分もあるが、経営協議会から選出されるということで、監事候補者選考会議委員の選び方についてと同じであるが、選んだ委

員が中立性を保って、次の候補者等を選び、そういう中で学長のガバナンスをしっかりと見守るための会議ということで、この形となっている。

- ・監事との間の緊張関係については、どういう人物になるかによってだいぶ違うと思う。ただ、緊張関係があることにより、今まで他大学で起こったような問題を次に起こらせないためには必要であると思うので、緊張関係があることは良いと思う。

6 報告事項

(1) 令和5年度医学部医学科の入学定員について

澤村理事から令和5年度医学部医学科の入学定員について、資料5に基づき、報告があった。

[主な意見及び質疑等 ○：学外委員の発言， ■：本学側の発言]

- ・厚生労働省の医師需給分科会での最大のポイントは、医学部定員をどうするかという医師の供給と需要の問題と、医師の偏在問題であり、ずっと議論してきている。その中で、新潟県は医師少数県であり、新潟県や新潟大学が将来的に地域の医師不足を解決するためにどういう手を打つのかということが非常に大きな興味で見られていると思う。そういうことも含めて140名という国立大学医学部の中でも多い定員を文部科学省が認可したと思うが、その上で、恒久定員100名と地域枠40名という定員数について、将来的に新潟県の医師不足がどうなるのかというシミュレーションをしているのか伺いたい。
- ・教育のレベルについて、質保証の観点からも、少し人数的に多すぎるのではないかとも思うが、臨時定員だけではなくて、恒久定員の中にも地域枠を設けていくという方向性が当然にあると思う。そこについて将来的にどう考えているのか、また、今後、この地域枠を40名以上に増やしていくという考え方が議論されているのか伺いたい。
- ・新潟大学では、卒後臨床研修に残る人数が極めて少なかったため、そこに対しての取り組みを続けてきており、地域枠だけではなく、それ以外の学生も残る仕組みとして、総合診療や地域医療に対してのプログラムや学部の授業の中でのプログラムもいろいろと作り、1年次からキャリアパス教育を行ってきており、それが定着し始めてきている段階となっている。その中で140名という数字は、学部としてもシミュレーションして、それを県と話し合ったということだと思う。特に新潟スタイルでは卒後10年間の教育プログラムを充実させるということをやってきており、概ね成功していると思う。それぞれの中でのキャリアパスについて、卒業して10年のカリキュラムを明確にした状態で進めていることもあり、これからは少しずつ人数を減らしていく方向にしないといけないのではないかと思っている。そういう意味では、恒久定員が何名であれば適正であるかは、確認してみないと分からないところであるが、学部としても、現状がピークで、ここから減らしていくというイメージは持っている

と思う。なお、講義室そのものは、定員 100 名の時に改修をしており、140 名となると手狭であり、極めて難しい状態であるが、このコロナ禍においてオンライン教育や小グループ学習がかなり定着した部分もあるので、現状ではこの 140 名でも問題ないというのが学部の見方であると思う。ただし、組織学実習のように顕微鏡等を使用する実習などでは、1 講義室では難しく、2 交代制にするなどの対応が必要となる可能性もあるため、一時的な状態での 140 名であり、適正な人数としては、110 名、120 名程度で議論されることになるのではないかとと思う。

- ・新潟県の立場としての話となるが、新潟県の医師の偏在指数が全国でも一番悪く、私立大学の医学部にも地域枠をお願いしている状況である。ただし、私立大学の場合は学費が高いところもあるため、県の制度だけではなく、市町村と共同で奨学金の取組みなども行っている。医師不足が深刻な状況でもあるので、医療機関の役割分担や地域医療の確保のために、県としても頑張っているところである。
- ・新潟県は地域枠を県外私立大学にも出したりしているが、県外を含めた地域枠全体での合宿を行うなど、定着を良くするようにはしている。なお、新潟県の医師の偏在指数が突出して悪いので、新潟大学としては、地域枠で本学が数を増やしていくということではなく、県と協力して、寄附講座等もいただきながら、総合医療診療学講座のようにVRを用いた実習等も活用し、地域医療の総合診療はデータサイエンス等を活用した新しい時代の医学だということを見せていくスタンスで進めている状況であると思う。また、奨学金についても、これまで入学時の地域枠の学生だけに奨学金を出していただいたものを、入学してから申請できる仕組みとし、地域枠に関わらず、地域に残りたい学生に奨学金を出すという仕組みを作るなど、新潟出身の学生だけではなく、隣県の学生でも奨学金を受けられる仕組みに動き始めており、そういったところを県と共同してやっているところである。

(2) 令和3年度内部質保証活動について

澤村理事から令和3年度内部質保証活動について、資料6に基づき、報告があった。

[主な意見及び質疑等 ○：学外委員の発言， ■：本学側の発言]

・なし

(3) 令和3事業年度財務諸表の承認について

西田理事から令和3事業年度財務諸表の承認について、資料7に基づき、報告が

あった。

〔主な意見及び質疑等 ○：学外委員の発言， ■：本学側の発言〕

・なし

（４）第３期中期目標期間終了時における国立大学法人の積立金の処分（第４期中期目標期間への繰越）の承認及びその用途について

西田理事から第３期中期目標期間終了時における国立大学法人の積立金の処分（第４期中期目標期間への繰越）の承認及びその用途について、資料８に基づき、報告があった。

〔主な意見及び質疑等 ○：学外委員の発言， ■：本学側の発言〕

・なし

（５）令和３事業年度決算分析について

深松財務部長から令和３事業年度決算分析について、資料９に基づき、報告があった。

〔主な意見及び質疑等 ○：学外委員の発言， ■：本学側の発言〕

- ・財務的に非常に健全な大学運営であると思う。令和４年２月に会計基準が改訂されたことに伴い、減価償却引当特定資産が新設され、計画的に留保していけるということだったかと思うが、必ずしもこれにより有利子負債を返済するというのではなく、毎年、何らかの金額を特定資産として積み立てていくという形になるのか伺いたい。
- ・一部のものについては、新設される減価償却引当特定資産という制度を活用して行っていくことになるかと理解しているが、この引当特定資産というものがいくらかでも計上できるということにはならず、従来の目的積立金の額の範囲内でどの程度計上するかということを経年検討しなければいけないことになる。必要な額を計画的に積み立てるということは難しいと思う。
- ・例えば、500億円程度の再開発費用が必要となった場合に、国からの補助金があると思うが、自助努力でどの程度の積立金を準備でき、有利子負債はどういう形になるのかというような長期的な面での財務計画が必要かと思う。

- ・ バランスも考えながら、有利子負債の方をなるべく少なくできるような形で、この引当特定資産を活用していきたいと考えている。

- ・ 現状の目的積立金についても、上限なく積み立てられるわけではなく、外部資金等の部分は積み立てることができるが、運営費交付金の部分は積み立てられないというような制約もあり、減価償却引当特定資産が新設されるものの、現状と大きくは変わらないのではないかと思う。

- ・ 元々、大学セグメントには建物に関する所有権はないが、この建物については、修理を行っていかなければならず、大学として資金を積み立てていかなければならない。ただし、建物の修繕費等を積み立てた場合に、財務諸表的に決算処理してしまうと、それが黒字のように見えてしまうので、それを解消するために国が始めたのが今回の制度であり、建物の補修に関する部分は、そのために作る経費に置くことで、決算上で黒字として出てこないということのようである。一方で、建物の償却部分をすべて大学セグメントの中に入れて、一般の法人と同様にやってしまうと、毎年の決算が赤字になってしまうことから、今回の減価償却引当特定資産に落ちついたようである。ただし、病院のように自前の資金で作っているものに関しては、国は関知していないので、その分に係る積立金が、償却の対象になるのかどうかについては分かっていない状況である。

- ・ 減価償却引当特定資産について、資料上では、「目的積立金とは別に、計画的に資金を留保するための新制度」ということが記載されており、これをどう読み解くかにより意味合いも変わってくると思う。また、運用面でも不明な点が多く、全容がわかっていないため、会計監査人とも相談しながら、整理していきたいと思う。なお、当期の総損失が出た場合には、目的積立金が積み立てられないというルールもあるが、この減価償却引当特定資産については積み立てができるというようなメリットもある。ただし、引当の繰入額は、当該年度の減価償却費を超えることはできないという制限もあるということであるので、その点についても会計監査人に相談していきたいと思う。

- ・ 病院セグメントについて、今後、患者も減ってくるような傾向もあり、医療器具や薬等に係る費用の増加や、人件費の増加も想定されるため、非常に厳しい経営になってくると思うとともに、長年の将来計画を見ていると不安が残る。今後、どう抜本的かつ構造的に改革をしていくかということは求められると思うが、民間の場合でも投資に見合う収益を回収できる経営体制というのは一番大事な要であり、設備を投資する場合にも、どの程度投資して、何割回収できるのかという目算を立てている。病院としても、どの程度を目途として投資すべきなのかということガイドライン等で定める必要があると思う。ただし、相手が患者であることもあり、そのガイドラインだけに従った設備投資というだけには収まらないと思うが、

今後の設備を考えた場合にトータル的にどうするかということを考えておく必要があるのではないかと思うので、そういったガイドラインを考えていただけたら良いと思う。

- ・資料 9-1 の 17 ページにもあるように、病院として、支出と収入との見直しの中で経費削減を図っており、バイオシミラーへの移行や、機器購入の見直し等を行い、何とか乗り切っている状況であるが、もう一つ大きい目線での計画も見ていかないといけないということを感じている。
- ・資料 9-2 の 2 ページ目の特殊要因運営費交付金について、令和 3 年度で 2 億円程度の減少となっているが、対前年度比の減少の内容が一体どういうことなのか、また、3 ページ目の学生納付金の入学料が経年で随分減ってきているが、その減少の経年の傾向というものがあるのか伺いたい。
- ・資料 9-2 の 7 ページ目のキャンパス整備事業について、この項目の財源の大部分が学長裁量経費となっているが、予備費枠のような形ではなく、あらかじめ他の財源を措置することはできないのか伺いたい。
- ・特殊要因運営費交付金については、令和 3 年度に第 3 期中期目標期間が終わり、第 4 期中期目標期間に入るにあたって、運営費交付金で持っていたものを全て精算するという行為が発生する。特殊要因運営費交付金の中には、未使用の退職手当相当額が含まれているが、決算上の整理を行い、同額を繰り越すような形になるので、ここでは減っているように見えている。また、入学料の減少については、学部における入学者数の減が要因であることは記載しているが、具体的な人数等については、あらためてご報告したいと思う。なお、キャンパス整備事業については、あらかじめ措置しているものと、年度途中に追加で予算措置しているものがあるが、特に年度途中で予算を確保する場合には、学長裁量経費という枠を活用し、執行しているという状況であるので、資料上では、学長裁量経費ばかりを使っているように見えてしまうが、一定の額については、当初予算上で施設整備に使用する用途で予算措置をしている。
- ・施設整備費補助金は概算要求により措置されるものであるが、キャンパス整備事業というのは、概算要求できない小さな営繕事業であり、部局で行う修繕や、維持管理にかかる修繕を集めたものである。これらは概算要求ができないので、学長裁量経費として学内で予算措置をしているものを挙げている。
- ・教育研究に係る施設については、概算要求を行って国から予算措置されるが、学生寮や宿舍などはそれに属さず、予算が措置されないため、取り壊すこともできない。今回は壊すための費用として目的積立金にて積み立ててきているが、今後は減価償却引当特定資産のように、

これまでと違う枠組みで積み立てていくことになるのかと思う。なお、現状の職員宿舎については、第4期には取り壊したいと思っており、何らかの方法で新たに学生寮を設置するといった再開発を、外部資金も充てながら進めていくことになると思う。また、福利厚生施設の学生のグラウンドやプール等についても、75周年記念事業で寄附金等を募りながら整備していきたいと思っている。

(6) 令和5年度概算要求について

西田理事から令和5年度概算要求について、資料10に基づき、報告があった。

[主な意見及び質疑等 ○：学外委員の発言，■：本学側の発言]

・なし

(7) 令和5年度概算要求（施設整備費等）について

西田理事から令和5年度概算要求（施設整備費等）について、資料11に基づき、報告があった。

[主な意見及び質疑等 ○：学外委員の発言，■：本学側の発言]

・なし

(8) 医歯学総合病院令和4年度収支見込（9月版）について

小林医歯学総合病院経営企画課長から医歯学総合病院令和4年度収支見込（9月版）について、資料12に基づき、報告があった。

[主な意見及び質疑等 ○：学外委員の発言，■：本学側の発言]

・なし

(9) 令和3年度監事監査意見書について

田代監事から令和3年度監事監査意見書について、資料13に基づき、報告があった。

[主な意見及び質疑等 ○：学外委員の発言，■：本学側の発言]

○・研究費等の不正防止計画について、ルール違反が56件と高止まりしているということである

が、この内容が、単なる手続きの違反程度のものであったのか、それとも重大な違反であったのかを伺いたい。また、同窓会について、大学と同窓会というものは協力関係にあることが望ましいと思っているが、運営自体は学内組織にあることは良くないと思うので、完全に自立するのは難しいかもしれないが、組織としては学外組織であるということの方が目指すべき姿であり、その上で、大学と情報共有などをしながら連携していくという今の形が良いと思うがいかがであるか。

- ・情報セキュリティについて、令和元年に意見が出されていて、まだ対応が完了していないということであるが、情報セキュリティポリシーの定期的な確認とハードウェアの一斉点検に基づく問題点の改善という課題について、進捗はどのような状況であるのか、また、これがなかなか解決しないということだとすると、どういうところに問題があるのか伺いたい。

- ・ルール違反の件数について、1件50万円以上の物品等の発注は教員ではなく、事務で発注というルールとなっているが、なかなか徹底されていないということであり、特に大きな問題になっているものはないが、そういった事案が続いているので、機会を見ながら、啓発活動を行う必要があると思う。また、同窓会については、本件に限らず、旧六医科大学のグループでよく比較を行うことが多いが、学外組織になっている大学は本学だけである。そのため、卒業生と直接のコミュニケーションがとれないなど、コントロールが利きにくい面もあるので、学内組織にした方が良いのではないかという提案である。

- ・連携体制やコミュニケーションが良くないという問題かもしれないが、ガバナンスの観点からいくと、学外にある方が正しいと思う。比較した旧六大学では学内組織になっているということではあるが、私が関係した国立大学や私立大学では学外組織になっていたのので、この点についてはよく議論された方が良いと思う。

- ・情報セキュリティについては、担当者が休んでいたこともあり、若干遅れている面があるが、今年度しっかりと進めていくということである。

- ・研究費等の不正について、大きな不正というものはないが、新潟大学の会計ルールでは、50万円未満の物品等は研究者個人での発注が可能であるが、50万円以上の物品等に関しては、事務を通して発注することとされている。今回のルール違反については、50万円以上の物品等を研究者個人にて発注しているという内容がほとんどである。財務部とも、50万円が適正なのか、適正であるとするならば、それをどう守らせるかということを確認しているところである。同窓会については、ご指摘のあった問題点は把握しているが、どちらが良いかということがこれからの焦点になると思う。ただし、同窓会を学外組織とした場合に、今の時代では卒業生の個人情報に大学がもらうということが難しくなっており、これから卒業生のデータを集めていくという作業の中で、今のあり方では少し難しい点がある。また、各同窓会

に任せていると留学生への対応があまりされなくなる可能性があるが、大学として、留学生の同窓会というものを作った方が良いのではないかという点は、論点の重要なポイントである。監事の意見として、今回の内容をいただき、どのようにするかはこれからの課題としていきたい。情報セキュリティについては、大きい問題はだいぶ減ってきているが、小さいものがまだ残っている状況である。また、大学の情報セキュリティが非常に弱く、いつ外部からの攻撃を受けて、情報漏洩してしまってもおかしくなく、かなり深刻な問題として考えている。今回の基盤的設備等整備分の概算要求では第1順位として、セキュリティ対策としてのクラウド認証プラットフォームを設置することを要求しており、5年くらいをかけて大学の情報セキュリティの中身をしっかり整備しようという試みを行っている。また、情報セキュリティポリシーの徹底と見直しというところが少し抜けているので、そこはこれからやらなければならないと思っている。

- ・情報セキュリティについて、他大学でも被害を受けたところもあり、ランサムウェアというのは現実的なリスクで、ITシステムの脆弱なところを狙って入ってくるということなので、大学としては非常に大きい課題であり、難しい対策かと思うが、対応を進めているということで少し安心している。

7 その他

(1) 新潟大学創立 75 周年記念募金について

牛木学長から新潟大学創立 75 周年記念募金について、以下のとおり報告及び依頼があった。

- ・令和6年度に創立75周年を迎えることとなり、創立75周年記念事業については、様々な企画事業や記念誌の作成など、検討を進めているところである。
- ・事業の一つとして、本学の老朽化した課外活動施設の整備・充実を図り、本学学生だけでなく、地域社会における次世代の人材育成を目指すために「創立75周年記念募金」を創設することとしている。75周年を迎える令和6年度までに5億円、第4期中期目標・中期計画期間が終了する令和9年度末までに5億円の合計10億円を目標額としており、令和4年10月から募金を開始したいと考えている。
- ・創立75周年記念募金については、新潟県知事、新潟市長をはじめ、本学のサポーター倶楽部幹事企業や全学同窓会などに発起人の依頼を行っているところであり、本学経営協議会委員の皆様にも発起人としてご協力をお願いしたい。
- ・9月12日より、75周年記念事業特設サイトがオープンしており、75周年記念ロゴマークとキャッチフレーズの公募も開始しているので、ご確認いただきたい。

(2) その他

国立大学法人新潟大学経営協議会の運営方法について、以下のとおり意見交換された。

[主な意見及び質疑等 ○：学外委員の発言，■：本学側の発言]

- ・資料については、何が論点かということが非常に重要だと思うが、本経営協議会での配付資料の量が毎回多く、何を議論の対象としているのかが分からなくなってしまう、重要なところを見逃してしまうこともある。経営協議会用に作り直すということは大変であると思うので、可能な限りで良いが、半分程度の資料とする努力ができないものか検討いただきたい。
- ・経営協議会の目的と照らし合わせて、議題が細かいところまで入りすぎており、経営協議会でここまで議論する必要がないと思われる内容も多いと思う。規則等との兼ね合いもあり、難しいかもしれないが、経営協議会としては、戦略的な部分での議論やディスカッションができる時間が重要だと思うので、もう少し議題を減らせないか検討いただきたい。

- ・資料は要点だけを書いたものとして、必要であったら中身を送付するという整理にするなど、検討していきたい。また、時間に余裕を持たせて、色々な大学への要望や未来のことなどについて助言をいただき、ディスカッションしていきたいと思っているので、ぜひ検討していきたいと思う。